

諮問番号：令和元年度諮問第2号

答申番号：令和元年度答申第9号

答 申 書

第1 審査会の結論

〇〇〇〇〇府税事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して平成30年3月1日付けで行った地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）及び大阪府税条例（昭和25年大阪府条例第75号。以下「条例」という。）に基づく個人事業税賦課決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

- (1) 平成30年1月24日付けで〇税務署長が行った、平成24年分所得、平成25年分所得及び平成26年分所得に係る所得税等の更正及び加算税の賦課決定（以下「本件国税更正等」という。）に基づく平成24年分、平成25年分及び平成26年分の審査請求人の個人事業税額の計算に、審査請求人の売上が過大に計上され、また必要経費が過少に計上されているという明らかな誤りがあり、その結果、各年分の個人事業税が過大に算出されている。
- (2) 本件国税更正等につき審査請求人が国税不服審判所長に対して行った審査請求において、大阪国税局長の主張に反論した内容を援用し、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から支払われた業務委託料の減額を受けて審査請求人がした売上の減額申告を認めなかった本件国税更正等は不当であること、及び賃料、リース料その他の支払いの必要経費性が認められなかったことが不当であることを主張する。

2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

- (1) 審査請求人は、本件処分について、売上の過大計上と必要経費の過少計上により個人事業税額が過大に算出されたと主張しているが、個人事業税は、法第72条の50第1項ただし書、同条第2項及び同条第4項で定める例外に該当する場合を除き、同条第1項のとおり、当該個人が税務官署に申告又は税務官署が更正等した所得税の課税標準を基準として課税することとされている。

このように所得税の課税標準を基準とすることとしているのは、個人事業税の課税標準の算定方法が所得税の所得の計算方法と同じであることから、所得税における所得金額をそのまま基準として個人事業税を算定することにより、納税者に対する二重の税務調査の煩雑さを回避するなど、納税者等の事務手続の簡素化を図る趣旨と解されている。

- (2) これを本件についてみると、審査請求人について、前記(1)の例外に該当すると認められるような事実は見当たらないので、本件は処分庁が自らの調査により個人事業税の課税標準である所得を決定する場合には当たらない。すなわち、本件は所得税における課税標準を基準として個人事業税を課税することとなるところ、本件処分は本件国税更正等により決定された課税標準に基づいてなされたものと認められる。したがって、審査請求人の主張を認めることはできない。
- (3) なお、前記第2の1で審査請求人が主張する内容は、○税務署長が行った本件国税更正等の違法又は不当をいうもので、本件処分の違法又は不当をいうものとは認められない。
- (4) また、審査請求人は、本件国税更正等につき、国税不服審判所長に対し審査請求を行っているようであるが、本件国税更正等の一部又は全部が取り消されたり、請求が認容されたりして、所得税の課税標準が変動したといった事実は認められない。すなわち、本件処分にかかる課税標準は現在もそのまま維持されていると認められる。
- (5) 以上のとおり、本件処分には理由があり、審査請求人の主張を認めることはできない。
- (6) その他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

令和元年 5 月 1 5 日	諮問書の受領
令和元年 5 月 1 7 日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：5 月 3 1 日 口頭意見陳述申立期限：5 月 3 1 日
令和元年 6 月 3 日	第 1 回審議
令和元年 7 月 1 日	第 2 回審議

第 5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

- (1) 個人が行う事業に対する事業税は、個人が行う第一種事業、第二種事業及び第三種事業に対し、所得を課税標準として事務所又は事業所所在の道府県において、その個人に課する。(法第 7 2 条の 2 第 3 項)
- (2) 個人が行う事業に対する事業税の課税標準は、当該年度の初日の属する年の前年中における個人の事業の所得による。(法第 7 2 条の 4 9 の 1 1 第 1 項)
- (3) 個人の事業の所得は、所得税の課税標準である所得につき適用される所得税法に規定する不動産所得及び事業所得の計算の例によって算定する。ただし、社会保険診療につき支払を受けた金額は、総収入金額に算入せず、また、当該社会保険診療に係る経費は、必要な経費に算入しない。(法第 7 2 条の 4 9 の 1 2 第 1 項)
- (4) 個人が行う事業に対し事業税を課する場合には、道府県知事は、所得税の課税標準である所得のうち不動産所得及び事業所得について当該個人が税務官署に申告し、若しくは修正申告し、又は税務官署が更正し、若しくは決定した課税標準を基準として、事業税を課するものとする。(法第 7 2 条の 5 0 第 1 項)

ただし、医業等を行う個人若しくは事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う個人又は当該申告若しくは修正申告において不動産所得若しくは事業所得を他の種類の所得としたため、当該申告若しくは修正申告に係る課税標準が前記(3)により算定される課税標準と異なることとなる個人が行う事業に対し事業税を課する場合には、道府県知事は、その調査によって、所得を決定して事業税を課するものとする。(法第 7 2 条の 5 0 第 1 項ただし書)

道府県知事は、個人が不動産所得及び事業所得に係る課税標準について税務官署に申告しなかった場合において、税務官署が課税標準を決定しないときは、その調査によって、個人が行う事業の所得を決定して事業税を

課するものとする。税務官署に申告したが、当該申告した所得から控除額を控除することにより納付すべき所得税額がなくなる場合においても、また同様とする。(法第72条の50第2項)

年の中途において事業を廃止した個人が行う事業に対し事業税を課する場合においては、上記によるほか、道府県知事は、その調査によって、所得を決定して事業税を課するものとする。(法第72条の50第4項)

- (5) 個人が行う事業に対する事業税は、個人が行う第一種事業、第二種事業及び第三種事業に対し、当該年度の初日の属する年の前年中における所得を課税標準としてその個人に課する。(条例第38条第3項)

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類(審理員意見書、事件記録等)によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 審査請求人は、平成24年から平成26年の各年当初申告において、弁理士業を営んでいる旨の申告を行っている。
- (2) ○税務署長は、平成30年1月24日付けで本件国税更正等を行った。
- (3) 処分庁は、平成30年3月1日付けで本件処分を行った。
- (4) 審査請求人は、平成30年3月5日付けで本件審査請求を行った。

3 判断

- (1) 審査請求人は、本件処分について、売上の過大計上と必要経費の過少計上により個人事業税額が過大に算出された旨主張している。

個人事業税は、前記1(4)のとおり、例外に該当する場合を除き、当該個人が税務官署に申告又は税務官署が更正等した所得税の課税標準を基準として課税することとされている。

これを本件についてみると、審査請求人は、審査請求人の個人事業税の課税標準が前記1(4)の例外に該当する等を主張していないこと、また、審査庁から提出された諮問書の添付書類において、審査請求人について当該例外に該当すると認められるような事実は見当たらないことを踏まえると、本件は処分庁が自らの調査により個人事業税の課税標準である所得を決定する場合には当たらないことから、処分庁が本件処分を行ったことに、違法な点は認められない。

- (2) なお、審査請求人は、本件国税更正等につき審査請求を行っている旨主張しているが、当該審査請求に係る裁決により本件国税更正等の一部又は全部が取り消されたこと、あるいは、当該審査請求手続に伴い、○税務署長が本件国税更正等に係る課税標準等を更正した等を主張していないこと

から、審査請求人の主張は、本件処分の違法又は不当を理由付けるものではない。

(3) 以上のことから、本件処分については、違法又は不当な点は認められない。

したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第1部会

委員（部会長）野一色 直人

委員 高畠 淳子

委員 松村 信夫